

社会関係立法審議進む

(西ドイツ)

連邦議会は今会期の社会政策関係立法でいくつかの重要な議案をとりあげている。労相Arendtはこれに関連して、低成長期における社会政策が勤労者の保障に決定的な寄与をし、景気の回復に至らしめることを指摘している。

医薬品市場改正法(Gesetz zur Neuordnung des Arzneimittelmarktes)は参議院の同意を得ることになっているが、これは既に現在行なわれている薬局の統一的な販売価格の実際を確保するものである。医療の分野で費用をおさえることを目的として、医薬品の価格を3.4%下げるとは、薬局の間隔を短縮し、新しい卸し商の間隔を定めることで達成できるはずである。もっとも疾病金庫はこの法律によっては、これと同時に薬局の金庫に対する値引きが7%から5%になるため、1.4%の値下げにしかならないだろう。

年金保険については、財政的にゆとりがあって、抛出の引き上げとか年金の削減といった事態はほとんどない、と労相は言明している。景気後退期に年金保険は重い負担を耐えねばならなかったし、それは1976、77年にもひびいている。しかし420億マルクの積立をもち、これは1969年のそれを200億マルクも上回っている。1975年に予言された赤字は現実には生じなかったし、1976年の収入も当初予測されたよりも順調であり、1977年も同じと見こまれる。

議会はまた障害児保護に連邦資金を5,000マルク上げて1億5,000万マルクとすることに同意した。これによりコンテルガン障害児に対する年金を25%上げることになる。議会は野党の提案による障害者スポーツ・センターをハイデルベルクに設ける案を委員会に付託した。野党の主張は、障害者がしばしば孤独におちいるのを、スポーツにより特別に接触をはかるようにし、独立性を与え

るようにするというものである。もっともこの面については十分な科学的根拠は示されていない。

18歳から23歳までの失業中の青年は今後児童手当と家族疾病介護の請求をもつようにするという、連邦児童手当法と年金保険法の改正案が与党から提出された。この法案が特に考慮しているのは、一般教育を終了した後、進学ないし就業できないでいる、18歳の青年である。

Süddeutsche Zeitung, 2. Juli
(安積鋭二 国立国会図書館)

東独の出産休暇、 育児手当法の改正

(東ドイツ)

東ドイツでは5月27日妊娠・出産休暇その他について法律が改正された。その要点は次の通りである。

(妊娠・出産休暇)

強制保険加入の女子は、1子の出産に伴ない、出産前6週間の妊娠休暇と出産後20週間の出産休暇を与えられる。これにより出産休暇は8週間延長される。

多子出産または難産の場合出産休暇は22週間とする。難産の場合の休暇延長は医師の証明を要する。多子出産が難産と同時に生じたときも出産休暇は22週間とする。

出産が予定より早いときは利用しなかった妊娠休暇の期間だけ出産休暇を延長する。出産が予定より長びいたときは妊娠休暇は出産の日まで延長する。

出産後6週間してなお子が入院治療をしているか、または出産休暇中の後期に子の入院治療が始まったときは、母親は出産休暇を中止して、子の介護のため出産休暇の残りの期間を子の入院終了の時から請求することができる。残り

の出産休暇は休暇を中止した時から1年以内にとらねばならない。

(妊娠・出産手当)

出産休暇が8週間延長したのに伴ない、妊娠・出産手当は規定により18週から26週に(多子出産または難産の場合は20週から28週に)延長する。

(出産休暇終了後の2子以上の子をもつ母親に対する育児補助)

強制保険加入の母親は第2子およびそれ以後の子に対する出産休暇の経過後最後に生まれた子が満1歳に達するまで、もしその子を家庭で自ら保育しようと思うなら、有給で労働を免除される。この免除の間社会保険から毎月育児補助を受ける。

育児手当は、母親が労働不能の場合労働不能の第7週から請求できる疾病手当の額だけ支給される。育児補助の月額是完全就業の母親については次の通りである。

2子するとき 300マルク以上

3子以上 350マルク以上

妊娠休暇の始まる時まで部分的に就業していた母親については、上の最低額を按分して支給する。

育児補助を受けている間は社会保険の現物給付の権利は存続する。育児補助の停止に当って労働不能が存続しているときは、育児補助停止の時から労働不能の時と同じく給付が与えられる。

育児補助を受けた期間は、社会保険の年金の給付および算定のための保険義務ある活動の期間とみなす。

(家計費の補助)

満3歳未満の子をもつ母親で、保育所がないためその職業活動の大部分を中止せざるをえなくなった者は、その中止の間に次の子が出生した場合、最後に生まれた子が満1歳に達するまで家計費のための社会保険の補助を毎月200マルク受けることができる。このためには育児手当の請求権の存しないことを要する。職業活動を中止するまで部分的に就業していた母親には、補助は按分し

て支給する。

この補助は子の出生した最初の月から母親が職業活動を再開する時まで、もしくは最後に生まれた子が満1歳に達するまでに、育児施設に入所できる時まで、支給される。

Neues Deutschland, 1. Juni

(安積鋭二 国立国会図書館)

社会保障こぼれ話

年金年齢の引下げ

(スウェーデン)

従来、この国の老齢年金では、標準的な年金年齢が67歳で、63歳からの早期受給と70歳までの受給延期が認められていた。これらの早期受給では、不足の1月当り0.6%ずつの減額か、また、受給延期には、延期した1月当り0.6%ずつの増額が行なわれていた。この老齢年金は改正され、1976年7月1日から、年金年齢は65歳に引下げられ、また、早期受給は60歳から、認められている。ちなみに、受給延期への増額は0.6%を継続されるが、早期受給への減額は0.5%に引下げられた。なお、この改正と同時に、多くの他の改正が行なわれた。

(国民保険公社からの連絡による)

(社会保障研究所 平石長久)